岡山市議団 6/11 省庁交渉　要望事項

1　家屋の被害認定について

（1）状況

①家屋被害認定の格差

・岡山市内では、当初から「迅速判定」が適用された東区平島と、当初は「迅速判定」が適用されなかった北区御津とで、浸水深や実際の被害状況が同程度であっても、被害認定に差がある。

・岡山市は、御津地域の被害原因を当初の「内水による浸水」から「旭川の堤防決壊による外力があった」と変更したが、変更以前に被害認定をしていた家屋については、市として再調査をすることはせず、被災者が求めた場合のみ再調査するかどうか検討するという態度を変えていない。

②水害における家屋の被害認定基準の不合理性

・現代の家屋では壁中に断熱材が使われている場合が多く、実際に岡山市内の浸水家屋でも床上数ｃｍや床下浸水の家屋でも、壁内部の断熱材にカビが生じて異臭がしたり壁にシミが浮き出たりしている家屋がある。

・市内では、床上１７５ｃｍの浸水でも「半壊」とか、床上１３０ｃｍの浸水でも「半壊に至らず」と判定された家屋がある。

・現行の被害認定基準は、屋根や天井などを含め家屋全体の中での損壊の割合を見るものとなっていて、浸水害が直接的・間接的・中長期的に与える被害を正当に評価できていない。

・「迅速判定」では、堤防等の決壊による外力があった場合を前提条件としているが、外力の有無よりも浸水深の程度の方が損害度合いと照応するのではないか。そうであるからこそ、「迅速判定」の場合には床上浸水を即「半壊」とするのではないか。

（2）要望

①岡山市の被害認定事務の公平性を保てるよう、助言してほしい。

②現行の家屋被害認定基準について、平成 30 年 7 月豪雨での実際の適用状況を踏まえた検証を行ってほしい。

③迅速判定の考え方を一般化して、「床上＝半壊」を基本とする基準に改めてほしい。

2　浸水以外の原因による被災への支援

（1）状況

①岡山市中区四御神の被災家屋について

・平成 30 年 7 月豪雨に起因して宅地敷地の擁壁が崩れ、家屋の至近まで敷地が崩落し、岡山市の認定によって、危険で立ち入り禁止とされた。居住不可能のため、住人はみなし仮設住宅で避難生活を送っている。

・当該被災世帯は、家屋自体の損壊が認められないことを理由として、公的支援措置を基本的に受けられていない。

・敷地の復旧には家屋の撤去が必要だが、撤去の公的支援を受けられない。

・公的な被害認定がないことを理由として、火災保険の適用を受けられていない。

（２）要望

①「浸水による被害」でなくても、当該災害に起因する生活困難については、災害救助法、生活再建支援法等による各支援を受けられるよう、法の運用を改善してほしい。

②国としてこういうケースを把握しているか、どういう考え方を持っているか、運用変更するに際しての課題は何かなど、教えてほしい。

３　医療費等の窓口無料化の継続および周知の迅速化

（１）状況

①被災者の現状

・住宅再建にむけて、被災家屋の解体・撤去が進行中。（岡山市、倉敷市等では現時点で家屋解体の公費助成が 6 月末）

・土埃や環境悪化による疾患、過労が発生している。

・前回、期限が 3 月末まで延長された際は、その広報が 3 月下旬となり、診療機関で「3 月末までに治療を終わらせてほしい」などの受診抑制が発生した。

（２）要望

①被災者の健康状態の維持・改善、経済的負担の緩和、再建への心理的支援の観点から、医療費等の窓口負担無料措置を延長させてほしい。そのための国費負担を継続してほしい。

②できるだけ早く決定すること及びそのことをできるだけ早く周知してほしい。

（厚生労働省の広報ページは、6/4 時点で未だに「平成 30 年 12 月末まで」と記載されていて、情報が更新されていない）

４　家屋の公費解体、土砂まじりがれきの公費撤去の期限延長

（１）状況

①岡山市においては、4 月末時点で解体進捗率は 57.0%（100 棟想定中）。

②手続きの煩雑さから、手続きに時間がかかったり申請をためらったりする例がある。

③該当する可能性があって未申請の世帯には、市が訪問などで勧奨している。

（２）要望

①公費解体、公費撤去の期限を延長してほしい。

②手続きを可能な限り簡素化してほしい。特に、償還の場合の添付資料（写真等）について自治体が柔軟対応できるよう配慮してほしい。